

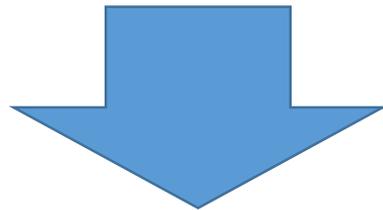
建築物・工作物・船舶の解体、
改修工事に対する石綿ばく露
防止対策の強化について
(改正石綿障害予防規則)

0 石綿とは

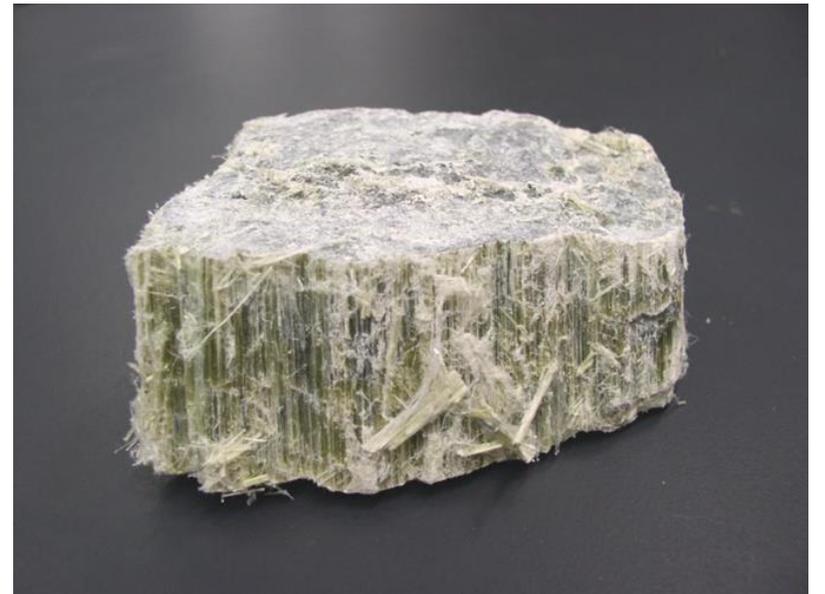
天然に産出する繊維性鉱物

特徴

- 耐久性（摩擦、張力、耐熱、耐薬品）が強い
- 断熱性、電気絶縁性が強い
- 親和性（セメント等）が高い
- 安価（自然界に大量に存在する）



様々な用途に使用されてきた
「奇跡の鉱物」





石綿を吹き付けている作業（昭和40～50年頃）

石綿はその大部分が建材として使用されてきた（その外断熱材、絶縁材などにも使用されていた）

石綿の有害性

- 空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されるようになり、石綿を取り扱う作業者のほか、直接石綿を取り扱わないがその付近で別の作業をしていた者を含め、石綿による健康障害の問題が上げられるようになった。

石綿の問題点

- 含有しているかどうか、見分けられないことが多い。
- 建材などに、一般的に使用されていた。
→ 建築基準法で義務付けられていた。
- ばく露によって発症するには長期間を要する遅発性疾病。
- 使用された建造物の解体の際に除去作業（費用）がかかる。

1 石綿含有建材の種類

レベルの分類	建材の種類	成分	発じん性	使用場所・用途の例
レベル1	石綿含有吹付け材 (石綿含有仕上げ塗材※を除く)	セメントと石綿の混合物 石綿含有ロックウールなど	極めて高い	耐火建築物、準耐火建築物の鉄骨、針、柱等（耐火被覆） ボイラ室、機械室、体育館、学校等の天井、壁の吸音、結露防止
レベル2	石綿含有保温材 耐火被覆材 断熱材	石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種 石綿含有パーライトなど	高い	ボイラ本体、空調ダクト建築物のはり、壁等 屋根、煙突等の断熱材
レベル3	その他の石綿含有建材（成形板等）	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種 石綿含有仕上げ塗材※	比較的低い	建築物の天井、壁、床等に張り付け（仕上げ塗材は内装の加工）
		上記以外の 石綿含有成形板 石綿含有スレート板など	比較的低い	建築物の天井、壁、床等に張り付け、石綿含有スレート板葺き屋根

石綿使用建材(レベル1 = 吹付け材)



**S造の梁・柱・EVS・PS
の耐火被覆**



カーテンウォールの結露防止

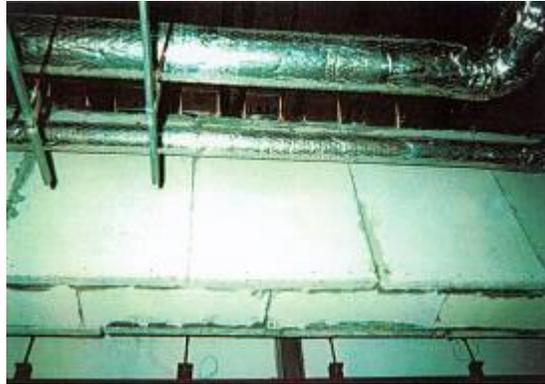


**機械室の壁・天井、スラブ下・
折版屋根の断熱、階段裏・庇裏**



**浴室・階段室・金庫室・書庫・
集合住宅居室等の天井**

石綿含有建材 (レベル2:保温材・耐火被覆材・断熱材)



耐火被覆材(ケイカル板2種等)



保温材(配管エルボ部・等)



煙突断熱材(カポスタック等)



屋根用折版断熱材(フェルトン等)

石綿使用建材(レベル3＝成形板)



スレート板

- 岩綿吸音板
- ケイカル板1種※
- 押出成形セメント板



スレート板

- 石綿セメント円筒
- 住宅屋根用化粧スレート
- サイディング材 等



ビニル床タイル(P
タイル)

※けい酸カルシウム板第1種については、レベル3建材のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、令和2年10月1日から、建築物、工作物、船舶から除去する場合には、

- ①切断等以外の方法により作業を実施すること
- ②やむを得ず切断等の方法により除去する場合には、
 - ・作業場所をビニルシート等で他の作業場所から隔離すること
 - ・作業中は、常時湿潤な状態に保つこと

と定められています（石綿則第6条の2第2項、令和2年7月27日付厚生労働省告示第279号）。

※石綿含有仕上げ塗材とは（J I S A 6909）

施工部位・用途 建築物の内外装仕上

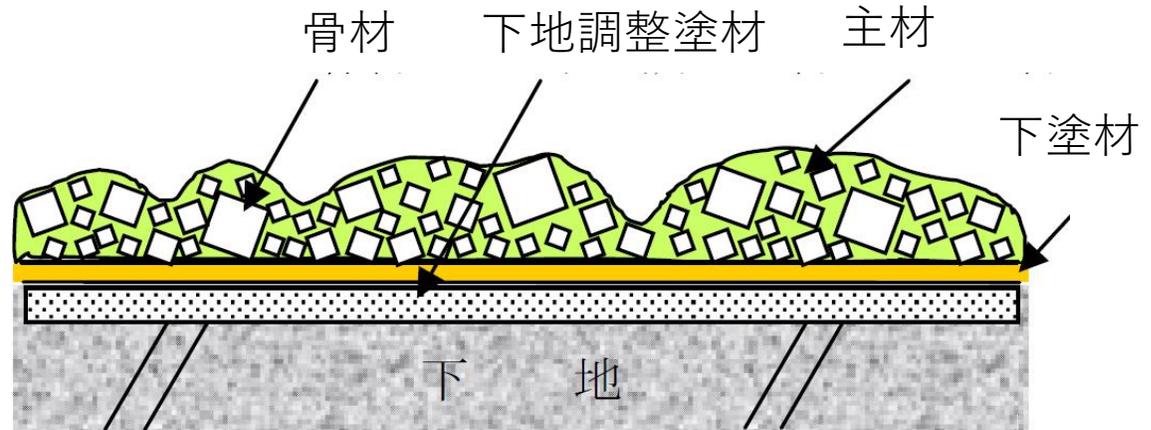
施工方法 吹付け、こて塗り、ローラー塗りなど

石綿 主材や下地調整塗材に少量添加のものあり

立体的な造形性を持つ模様仕上げる



【圧付け仕上げ塗材（上塗り材なし）：吹放し模様の例】



現行石綿則の問題点

(石綿則の区分)

レベル 1	吹き付けられた石綿等⇒吹付リシン？
レベル 2	石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等
レベル 3	その他⇒吹付以外の塗材？

建築用仕上塗材が
いずれの区分に該当するのか
当初は通知等で明確にしたものがなかった

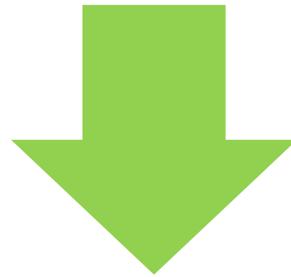
つまり・・・

この違いが（見た目）判断できない

	建築用仕上塗材 (その下地調整塗材を含む)		H29.5.31通達 (H29.3改訂マニュアルも同趣旨)
	吹き付けで施工されたもの	ローラー塗り、こて塗り等で施工されたもの	
石綿則の適用区分 (※1)	「吹き付けられた石綿等」	その他	建築物等に吹き付け工法により施工されたものは、使用目的その他の条件を問わず、石綿障害予防規則の「吹き付けられた石綿等」に該当するが
届出	必要	不要	
隔離	<u>(↓これが通達/マニュアルのポイント)</u> 除去時の発散の程度等によっては必要		石綿含有建築用仕上塗材の除去等を行う際には、「吹き付けられた石綿等」か否かにかかわらず、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルにも留意しつつ、 <u>除去時等の石綿発散の程度等に応じた適切なばく露防止対策を講じるよう指導すること</u>
その他（作業主任者、防じんマスクほか各種措置）	必要		

問題点

- 1 除去の方法は同じにもかかわらず、届出が必要か不要か違うのはいかなるものか？
- 2 石綿ばく露のリスクは、製造時ではなく解体（撤去時）で評価すべきではないか？



改正石綿則（令和3年4月1日施行）で、**石綿含有仕上塗材という独立したカテゴリ（レベル3相当）**に分類（ただし、電動工具を使用して除去する場合には湿潤化及び隔離（負圧は要しない）が必要（改正石綿則第6条の3））**されます**

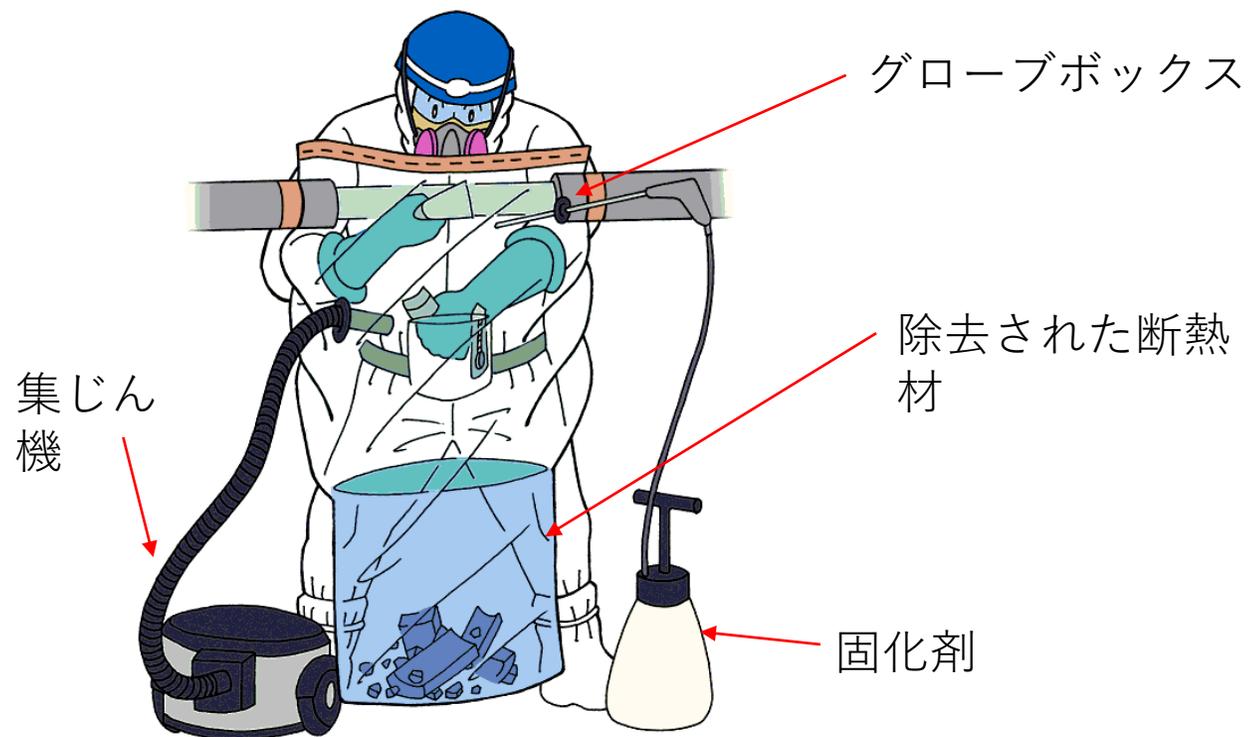
レベル別解体作業の方法（イメージ）

レベル1 吹き付け石綿の除去



レベル2 断熱材等の除去（例）

断熱材の除去の例



2 石綿障害防止規則の改正

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」により、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策に関して、現在の技術的見地から議論を行った結果、石綿障害防止規則（以下、「石綿則」といいます。）の改正が行われることとなり、令和2年7月1日に公布され、令和3年4月1日（一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日又は令和5年10月1日）から施行されることとなりました。

ここでは改正石綿則の内容について、順次説明いたします。

なお、特に記入がない場合、改正日は令和3年4月1日です。

3 解体工事等の開始前にかかる法改正 (適切な事前調査の実施)

(1) 事前調査の法条文(石綿則第3条)

建築物、工作物または船舶(鋼製のものに限る。以下同じ)の解体又は改修(封じこめ又は囲い込みを含む)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、解体等の作業にかかるすべての材料について、設計図書等の文書*及び目視により確認*する方法により事前調査を行わなければならない(石綿則第3条第2項)。

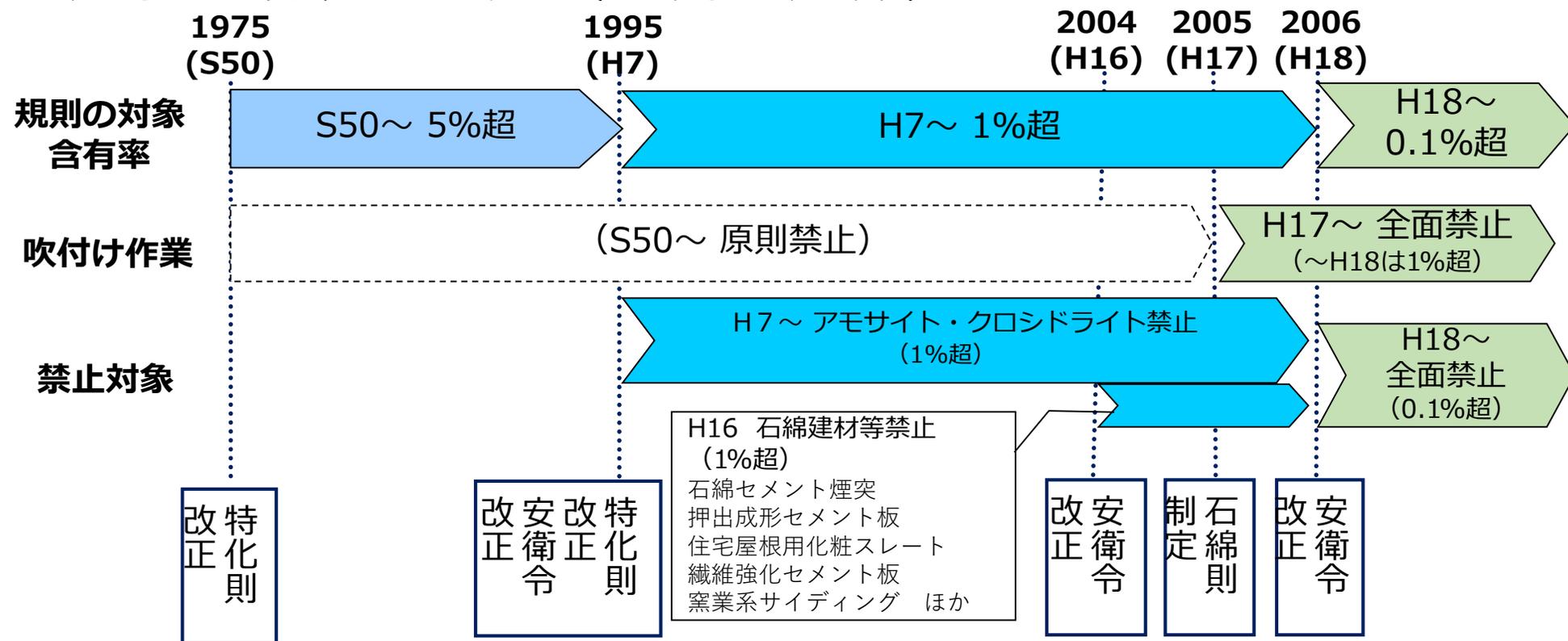
*設計図書等の文書がない場合は、この限りでない。

*目視により確認できない場合には、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならない(石綿則第3条第7項)。

目視による確認とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することを言います。

(2) 設計図書のみで石綿含有の有無を判断するのが不適切な理由
 労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、**設計図書作成当時は石綿使用がないとされていても、現行法上は規制対象となる場合があるからです。**

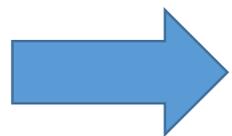
石綿に関する規制の歴史（安衛法関係）



(3) 目視による調査で見落としやすい例

内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落としやすい例がある。

- 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- 石綿含有吹付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- 耐火建築物、鉄骨梁への耐火被覆吹付けロックウール施工時に他部材へ吹きこぼれた例（または、これらを見落とし、天井上吹付けロックウール等の脱落・堆積物を見逃す例）
- 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹付け材の周囲をブロック等で意匠的に使われている例
- 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹付け材が使用されている例
- 煙突内部が綿状ではなく、成形板の形状の断熱材を見間違える例
- 外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に耐火被覆板が使用されている例
- 鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿含有ロックウール等が吹き付けられている例



目視調査では、建材の表面だけではなく、裏面や囲い込みの有無も確認する必要があります！！

(4) 目視に替わる方法で差し支えない場合（石綿則第3条第3項）

下表の左側の場合については、すでに事前調査に相当する調査が行われているものとして、下記の右側記載の要件で事前調査を行ったものとして差し支えありません。

条件	要件
すでに当該建築物等の石綿使用の有無が調査されている場合	当該調査結果の記録の確認
船舶リサイクル法に基づき船舶に使用されている材料について有害物質一覧表確認証書の交付を受けている場合	当該有害物質一覧の確認
建築物、工作物、船舶（日本国内で製造されたものに限る）の製造工事の着手日または輸入日が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物（次ページのものを除く）	当該着工日を設計図書等で確認

<p>平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む）であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの</p>	<p>当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等で確認</p>
<p>平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備（配管を含む）であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの</p>	<p>当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認</p>
<p>平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの</p>	<p>当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認</p>
<p>平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む）であって、平成23年4月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの</p>	<p>当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等で確認</p>
<p>平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む）であって、平成24年4月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの</p>	<p>当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等で確認</p>

(5) 事前調査を行うことができる者（石綿則第3条第4項）

改正前の石綿則では、事前調査を行うことができる者が明文化されていませんでした（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省3省連名告示第1号による講習を修了した者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者（平成30年10月23日付け基発1023第6号）の解釈例規のみでした）。

改正後（令和5年10月1日以降）は、

- 特定建築物石綿含有建材調査者※
- 一般建築物石綿含有建材調査者※
- 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部に限る）
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者に事前調査を行わせなければならないと規定されました。

※特定建築物石綿含有建材調査者と一般建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者とは、もともと国土交通省が制定した資格で、**建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態**を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる者として、平成25年に発足しました。

一方、厚生労働省、環境省では、石綿則や大気汚染防止法の観点から、建築物等の解体工事の事前調査について、一定の知見を持つ者が望ましいと周知啓発を図っていました。

通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態と、解体工事に伴う事前調査については**共通の内容が多く**、今後、**石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる**状況を踏まえると、調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であることから、令和元年10月23日に、これまでの講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管の講習制度に関する告示を制定しました。

それに伴い、従来の建築物石綿含有建材調査者（学科＋実技）を特定建築物石綿含有建材調査者とみなすことに加え、一般建築物石綿含有建材調査者（学科のみ）講習制度が新たに生まれました。

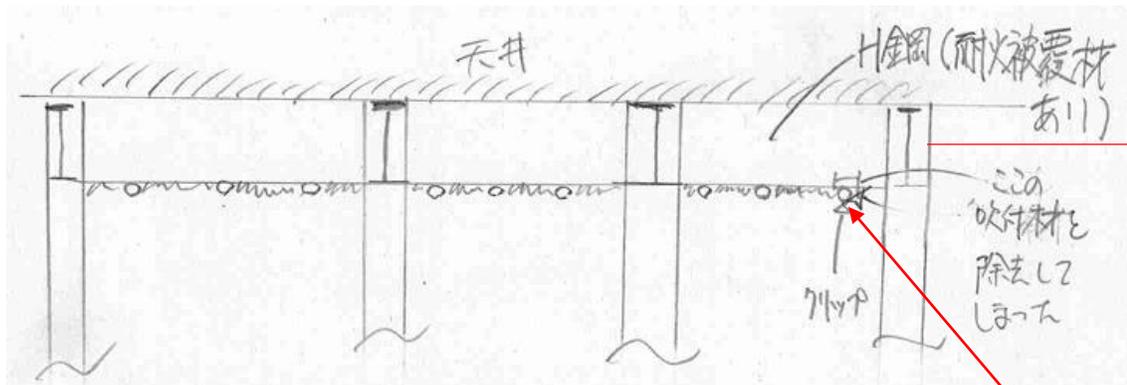
また、一戸建て住宅や共同住宅（住戸の内部に限る）に限定した、一戸建て等石綿含有建材調査者制度が始まります。

石綿則上は、特定建築物石綿含有建材調査者と、一般建築物石綿含有建材調査者の可能な職務は同じですが、事前調査を行うに当たっては、特定建築物石綿含有建材調査者と、一定の経験を有する一般建築物石綿含有建材調査者が行うことが望ましいとされています（建築物の解体等の作業及び労働者が石綿ばく露防止に関する技術上の指針）。

(5) 事前調査の不適切事例

事例 1

建物のはりにカーテンレール用のクリップを取り付けるため、はりの吹き付け材を除去する工事の際に、見た目でロックウール（石綿不含有）と判断し、建物所有者に確認せず工事を施工したところ、後に石綿含有ロックウールであることが判断し、石綿の外部飛散をしてしまった。



ロックウールと見た目判断してしまい、隔離、養生等を行わず吹き付け材を除去してしまった

事例 2

工場の解体工事において、同種の建物 2 棟をバックホーで解体する予定のところ、1 棟は目視で吹き付け石綿が確認できたため隔離、養生を適切に行ったが、もう 1 棟は、見た目吹き付け石綿がなかった（直天井だと思っていた）ためそのまま解体したところ、天井の化粧板で吹き付け石綿が囲い込みされており、石綿が飛散した。



直天井だと思い込んでいたが、解体中に化粧板が落ちてきて石綿が吹き付けられていたことが発覚した

(6) 事前調査を省略できる場合

明らかに石綿飛散のおそれがないと認められる以下のいずれかの作業の場合には、事前調査の対象となりません。

作業内容

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能、またはボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しができる等、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

釘を打って固定する、または刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する恐れがほとんどないと考えられるきわめて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、事前調査を行う必要があります）

既存の塗装の上に新たに塗装を行う等、既存の材料の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁から用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶の解体、回収の作業

（7）分析調査

上記の目視等による事前調査の結果、石綿含有の有無が判断できなかった場合は、**分析による調査**を行わなければなりません。

（石綿則第3条第4項）

ただし、事業者が、石綿を使用していると**みなして**労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます）等に規定する措置を講ずる場合はその限りではありません。

（NEW） これまで、吹き付け石綿については、みなし適用はできませんでしたが、改正石綿則施行後は、**吹き付け石綿についてもみなし適用ができる**ようになります（この場合も、分析による事前調査は不要となります）

分析調査を行える者

分析調査についても、高度な分析技術、石綿に関する知見が必要とされるので、

- 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、終了考査に合格した者
- （公社）日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- （一社）日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- （一社）日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- （一社）日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

でなければ行うことができません。

分析調査の留意点

- 分析結果で「石綿なし」を判断するには、**全ての種類の石綿***を対象にした分析であることが必要です。
- 現場施工のものや表示（裏面情報等）のない工場生産製品は、一般的に当該材料を特定することは困難なので、この場合の材料に石綿の有無を判断するには分析が必要となります。
- 同一と考えられる建材であっても、その建材中の石綿の含有状況は完全に均一ではないと考えられることから、分析用試料採取に当たっては、分析方法にかかわらず、原則として3か所以上行う必要があります。
- 試料採取の際は、石綿ばく露を防止するため、湿潤化、呼吸用保護具の着用が必要です。
- 採取した試料は、ほかの資料に混入させないことが必要です。

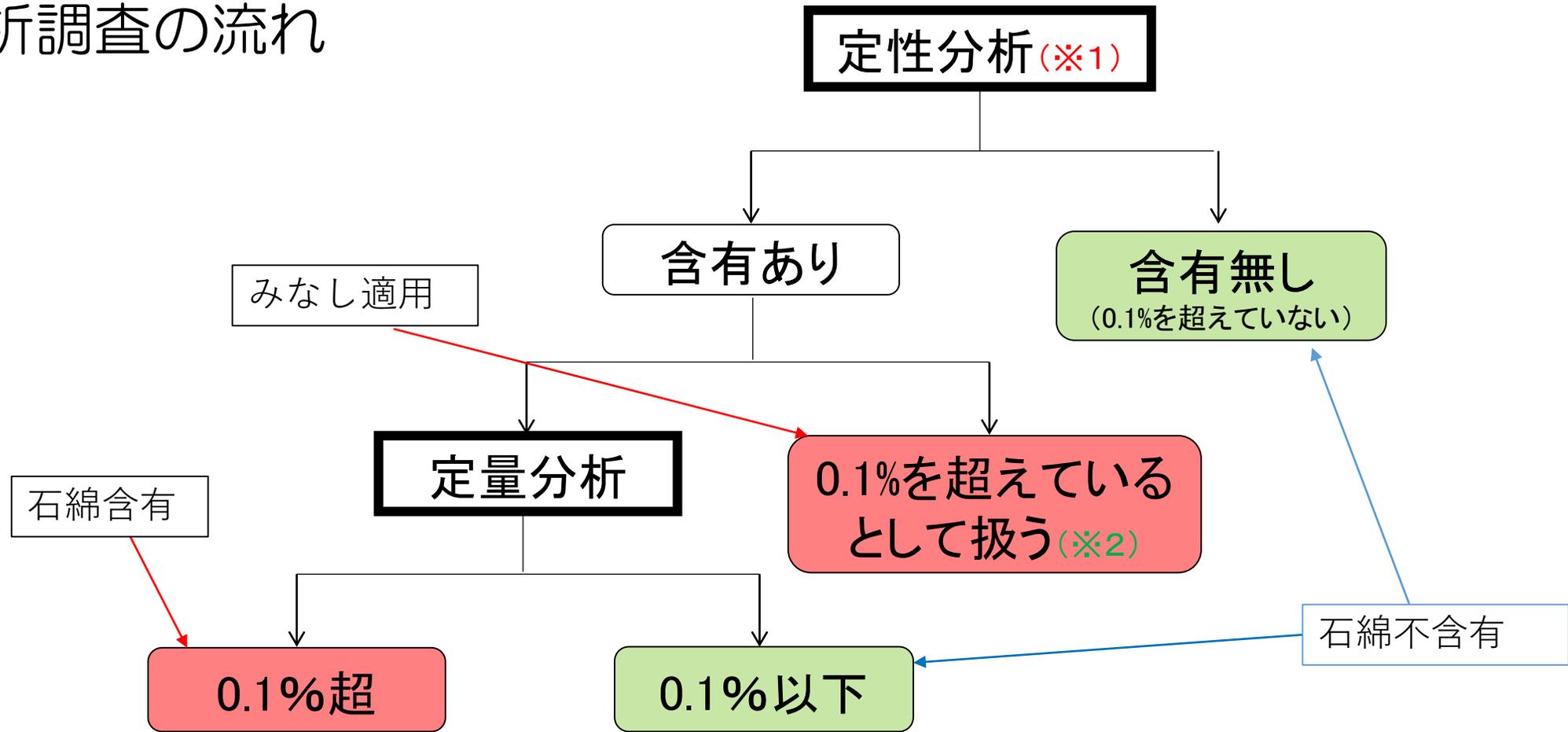
※すべての種類の石綿

石綿には、6種類（クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト）があり、それぞれ化学構造、物性が少しずつ異なります。

分析調査に当たっては、すべての種類の石綿が含有していないかどうか調査する必要があります。



分析調査の流れ



(※1)

定性分析の方法として、①偏光顕微鏡法、②X線回折分析・位相差分散顕微鏡法、③電子顕微鏡法の3種類があるが、このうち③の電子顕微鏡法は、①または②を補完するものであり、③単体で石綿なしは判定できない。

(※2)

定性分析で石綿ありと判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能としている（平成26年3月31日基安化発0331第3号）

（８）事前調査結果の作成・保管・表示

事前調査又は分析調査（以下、「事前調査等」といいます。）を行った事業者は、事前調査等の結果を作成し、**3年間保管**しなければなりません（石綿則第3条第5項）。

また、解体等の作業を行う作業場には、

調査終了日

事前調査の方法（分析評価を行った場合はその旨）

石綿等の使用の有無（石綿が使用されているとみなした場合はその旨、石綿等が使用されていないと判断した場合は、その根拠）

を作業者が見やすい場所に掲示しなければなりません（石綿則第3条第6項）。

事前調査結果の報告（石綿則第4条の2）

（令和4年4月1日施行）

以下にかかる工事の事前調査等を実施した事業者は、工事の着工の前に、（原則）電子媒体で、

- 事業者の名称、所在地、電話番号
- 解体等の作業を行う場所の住所、工事名称、概要
- 事前調査の終了日
- 着工日
- 労働保険番号
- 工事の実施期間
- 石綿作業主任者の氏名
- 材料ごとの切断作業の有無、石綿等の粉じんの発散の防止又は抑制する方法及び労働者の石綿等のばく露防止方法

について、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

事前調査等の報告対象となる工事

- 床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事
- 請負代金が100万円以上の建築物の改修の工事
- 請負代金が100万円以上の特定の工作物の解体又は改修の工事

特定の工作物とは

（反応槽、加熱炉、ボイラ、圧力容器等）

なお、事前調査等の届け出については、電子媒体に代わり、石綿則様式第1号による届け出を持って代えることができます。

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号				
	作業場所の住所			工事の名称							
	工事の概要				建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦	年	月	日		
	建築物又は工作物の構造の概要				解体工事又は改修工事の実施期間	西暦	年	月	日～年	月	日
	解体工事を行う床面積の合計	m ²		解体工事又は改修工事の請負金額	円		事前調査の終了年月日	西暦	年	月	日
	事前調査を実施した者 （作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。）	氏名		分析調査を実施した者	氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名				
講習実施機関の名称			講習実施機関の名称								
請負事業者に関する事項	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号				
	事前調査を実施した者	氏名		分析調査を実施した者	氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名				
		講習実施機関の名称			講習実施機関の名称						
	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号				
	事前調査を実施した者	氏名		分析調査を実施した者	氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名				
		講習実施機関の名称			講習実施機関の名称						
	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号				
	事前調査を実施した者	氏名		分析調査を実施した者	氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名				
講習実施機関の名称			講習実施機関の名称								
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号					
事前調査を実施した者	氏名		分析調査を実施した者	氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名					
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称							

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

年 月 日

事業者職氏名

㊞

労働基準監督署長 殿

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の規模及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、届出時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、届出の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4 工事開始前の届け出

建設工事計画届の関係条文（現行）

■ 安衛法第88条第3項

当該仕事の開始の日の14日前までに届出

■ 安衛則

（仕事の範囲）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

1～5 （略）

5の2 * 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（第293条において「耐火建築物」という。）又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（第293条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

5の3～7 （略）

建設工事計画届の関係条文（改正後）

■安衛法第88条第3項

当該仕事の開始の日の14日前までに届出

■安衛則（仕事の範囲）

第90条 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

1～5 （略）

5の2 建築物、工作物又は船舶（鋼製のものに限る。次号において同じ）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く）の除去、封じ込め、囲い込みの作業を行う仕事

(新) 5の3 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう）等の除去、封じ込め、囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る）を行う仕事

(旧) 5の3 5の4に移項（略）

6～7 （略）

建築物解体等作業届の関係条文（現行）

■ 安衛法第100条第1項

厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者（中略）に対し、必要な事項を報告させ（中略）ることができる。

■ 石綿則

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届出に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう）が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業
 - 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る（後略））
 - 三 前二号に掲げる作業に類する作業
- 2 前項の規定は、安衛法第88条第3項の規定による届け出をする場合には、適用しない。

建築物解体等作業届の関係条文（改正）

■ 安衛法第100条第1項

厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者（中略）に対し、必要な事項を報告させ（中略）ることができる。

■ 石綿則

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届出に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗
り材を除く）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業
 - 二 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材
（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下、「石綿含有保温材等という。）の除去、封
じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る）
- 2 前項の規定は、安衛法第88条第3項の規定による届け出をする場合には、適用しない。

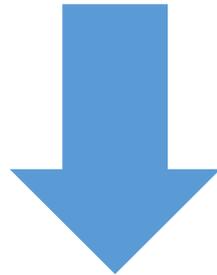
まとめ

現行



	レベル1 (吹き付け)	レベル2 (断熱材等)	レベル3 (スレート 等)	仕上げ塗材
建設工事計画届	◎	—	—	※
解体工事作業届	—	◎	—	—

令和3年4月1日以降は (改正)



※吹き付けなら必要
吹き付けでなければ不要

	レベル1	レベル2	レベル3	仕上げ塗材
建設工事計画届	◎	◎	—	—
解体工事作業届	—	—	—	—

レベル2相当の解体等工事も計画届の対象となります！！

5 作業開始時に行うべきこと

作業場所外への石綿等の飛散防止（石綿則第6条、第6条の2第2項、第6条の3、第13条）

	吹き付けられた石綿等の除去	石綿含有保温材の撤去（切断を伴うもの）	ケイカル板第1種（切断を伴う場合）・石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去	その他の石綿含有成形品
作業場所の隔離	◎	◎	◎	—
負圧の確認	作業開始前 作業を中断したとき	作業開始前 作業を中断したとき	—	—
排気口からの漏えいの有無の点検	初めて作業を開始したのち速やかに 集じん・排気装置の設置場所を変更したとき又は装置に変更を加えたとき	初めて作業を開始したのち速やかに 集じん・排気装置の設置場所を変更したとき又は装置に変更を加えたとき	—	—
湿潤化	◎	◎	◎	切断等の作業塗布、注入、張り付けたものの解体時には必要

6 作業中・作業後に行うこと

(1) 石綿の完全な除去の確認（新設）、隔離の解除（石綿則第6条第3項）
吹き付けられた石綿の除去、石綿含有保温材等の除去が終わったときは、除去した場所を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならない。

(2) レベル3建材については、切断以外による除去を原則とすること（石綿則第6条の2第1項）（法文上明記・令和2年10月1日施行）

隔離解除前の作業

除去面への飛散防止剤の散布・
養生材への飛散抑制剤散布



HEPAフィルタ付
き真空掃除機



養生材撤去



養生材・保護
衣も二重梱包



清掃

作業場内を集じん排気装置で換気し、粉じん濃度が外部と同程度となった後養生材撤去が原則。本来は環境測定を実施し、粉じん濃度を確認することが必要。

(3) 作業計画に基づく作業実施状況の記録の作成、保管 (新設)

(石綿則第35条の2)

事業者は、石綿使用建築物等解体作業等作業を行ったときは、則第4条第1項の作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを作業終了後3年間保管すること

- 一 作業に従事した労働者の氏名及び作業に従事した期間
- 二 周辺作業従事者の氏名及び作業に従事した機関

(4) 作業の記録 (追加) (石綿則第35条第2号、第3号)

- 一 石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者に対し、労働者氏名、従事期間、作業の概要のほかに、当該作業の事前調査の概要
- 二 周辺作業従事者については、労働者氏名、従事期間、作業の概要のほかに、当該作業の事前調査の概要、保護具の使用状況

を1か月を超えない期間ごとに記録し、40年間保管しなければならない。

(5) その他

- 事前調査結果の掲示、備え付け
 - 石綿作業主任者の選任、表示
 - 作業者に対する特別教育の実施
 - 呼吸用保護具、保護衣等の着用
 - 関係者以外の立ち入り禁止
 - 石綿作業場であることの掲示
 - 作業場所以外の休憩室の設置
 - 作業場所内での喫煙・飲食の禁止
 - 石綿健康診断の実施
- 等については改正がありません。

改正石綿則施行日まとめ

内容	令和2年10月1 日から	令和3年4月1 日から	令和4年4月1 日から	令和5年10月1 日から
石綿含有建材の切断等以外の除去の原則化 第1種ケイカル板の切断の際の隔離	→			
一定の規模以上の解体等工事について事前 調査結果の労働基準監督署への報告			→	
事前調査及び分析調査ができる者の明確化				→
事前調査の目視による確認の義務化		→		
断熱材、耐火被覆材の除去等の工事にかか る建設工事計画届の提出※		→		
その他の改正事項		→		

※建設業に限る